

公 告

令和8年(2026年)3月3日

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

真庭市長 太田 昇

1 条件付一般競争入札(事後審査方式)に付する事項

(1) 管理番号	15-140
(2) 件 名	真庭市くらしの循環センター（バイオ液肥濃縮施設） 固形物再資源化業務
(3) 履行場所	真庭市赤野1205-2
(4) 履行期限	令和 9年 3月31日
(5) 業務概要	(1)受注者は対象の固形物について再資源化処理を行うもの。
(6) 入札制度	最低制限価格：設定なし
	入札保証金：不要
	契約保証金：契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上
	予定価格：事後公表

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 参加資格共通事項	公告の日から落札者が決定する日までの間、真庭市役務の提供に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(2) 参加資格業種	廃棄物処理(廃棄物処理)
(3) 営業所の所在地	市内に事業所(本店又は営業所)を有する者 ※支店・営業所の場合は、契約を委任されている者
(4) その他	別添仕様書の通り

3 仕様書等に関する事項

(1) 閲覧期間	公告日から令和 8年 3月24日 17時00分
(2) 閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、農業振興課【TEL】0867-42-1031へ連絡すること。)
(3) 質問の受付期限	令和 8年 3月12日 12時00分
(4) 質問方法	質問はメールで行うものとし、電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。
(5) 質問書提出先	農業振興課 【メール】nohshin@city.maniwa.lg.jp
(6) 回答書の閲覧期間	回答可能となった日から令和 8年 3月24日 17時00分
(7) 回答書の閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、農業振興課へ連絡すること。)

4 入札等

(1) 入札書提出期限	令和 8年 3月24日 17時00分 「入札参加申請書兼入札書」に「内訳書」を添付の上、財産活用課まで提出のこと（郵便、持参いずれの方法も可）
(2) 開札執行日時	令和 8年 3月25日 10時00分
(3) 執行場所	真庭市総務部財産活用課
(4) 入札結果の公表	落札者には電話等で通知するほか、結果を財産活用課窓口及び真庭市ホームページで公表

※ 当該公告に定めるもののほか、入札に関する事項については「真庭市物品調達等条件付一般競争入札公告共通事項」による。なお、**本業務にかかる当初予算が議決されなかった場合、入札は無効となります。**不明な点は次に示すところに問い合わせること。

〈入札・契約担当課〉

真庭市財産活用課（契約管理係）

TEL 0867-42-1174 / FAX 0867-42-1119

〈事業担当課〉

真庭市農業振興課

TEL 0867-42-1031 / FAX 0867-42-3907

真庭市くらしの循環センター（バイオ液肥濃縮施設） 固形物再資源化業務仕様書

1, 業務の目的

真庭市くらしの循環センターのバイオ液肥濃縮施設において、メタン発酵消化液から濃縮液肥を製造する過程で発生する固形物の適正な処理及び農地還元の実証を行うものである。

2, 業務の概要

業務名	真庭市くらしの循環センター固形物再資源化業務
履行期間	契約締結日から令和9年3月31日
排出事業所名	真庭市くらしの循環センター（バイオ液肥濃縮施設）
排出事業所所在地	真庭市赤野 1205-2
数量	1,000 トン程度（履行期間内予定数量）

3, 法令等遵守事項

本業務の受託者は、業務にあたり廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び官営法令を遵守すること。

4, 業務内容

- (1)受注者は対象の固形物について再資源化処理を行うものとする。
- (2)固形物の搬出は1日/回で、真庭市くらしの循環センターバイオ液肥濃縮施設運転管理等を行う事業者がアームロールボックス車で搬送する。
 - 固形物の搬出量は 1車4トン程度
 - 固形物の含水率は 87%前後
 - 搬出予定数量は、生ごみ、し尿等の搬入量により変動するため、あくまで予定であり、履行期間の数量を保証するものではない。
- (3)搬出の予定日時及び時間は、バイオ液肥濃縮施設運転管理等を行う事業者と十分に調整を行い、支障を来さぬよう対応すること。
- (4)再資源化物の肥料としての高品質化、農地還元にかかる可能性を検討すること。
- (5)万が一受注者の処理施設事故等、当該業務が遂行不能となる場合は速やかに本市に状況を報告のうえ、対応方法について協議すること。

5, 契約締結時提出書類

- (1)着手届
- (2)再資源化手法計画（任意様式）

6, 委託費用

- (1)代金請求において端数が生じる場合は、確定金額の円未満は切り捨てること。
- (2)見積金額は、1トン当たりの処分金額（税抜き）とする。

7, その他

実証が完了した場合等により、履行期間前に終了することがある。

本仕様書に定めのない事項については本市、受注者及び関係者間で協議のうえ、決定するものとする。